

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【中野市】

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		都市計画課	22-2111(内線273)	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		保育課	0269-22-2111	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		危機管理課	0269-22-2111	同居パートナーは届出受領証の提示で交付申請することができます。
保育所への送迎		○	保育課	0269-22-2111	事前に保育所へご連絡ください。
学童保育所への送迎		○	子育て課	0269-22-2111	事前に学童保育所へご連絡ください。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課	0269-22-2111	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が軽自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	高齢者支援課	0269-22-2111	
生活保護制度の申請		○	福祉課	0269-22-2111(内線255)	
DV相談窓口の利用		○	福祉課	0269-23-4810	